**平成２１年（フ）第３６４号**
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3631番地41
債務者　小野　　優
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第３６５号**
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋3631番地41
債務者　小野　節子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第３６６号**
宮崎県児湯郡都農町大字川北6219番地39
コーポ光３―101号
債務者　小野　昌志
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第３７４号**
宮崎市田野町乙10905番地54　県営住宅205―14、前住所宮崎市恒久南３丁目６番地５　松田アパート101号
債務者　杉山　礼奈
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第４２６号**
鹿児島県鹿児島市伊敷６丁目７番１号ＩＨビルⅡ―301号
債務者　大迫　進一
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第４２７号**
鹿児島県鹿児島市伊敷６丁目７番１号ＩＨビルⅡ―301号
債務者　大迫　克枝
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第４２９号**
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地19藤絹751号
債務者　森山　高広
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第８３０号**
北九州市小倉北区下富野１丁目９番35号
債務者　今村　健二
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第８４５号**
北九州市小倉南区上石田２丁目22番22号
債務者　長岡　麗雄
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１３７号**
北海道余市郡仁木町北町１丁目45番地11
債務者　笠木　　敏
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２１年（フ）第１３８号**
北海道余市郡仁木町北町１丁目45番地11
債務者　笠木　貞枝
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２１年（フ）第１４４号**
北海道余市郡余市町大川町８丁目１番地
シーサイドハウス東希６―１
債務者　藤田健太郎
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２１年（フ）第１４８号**
北海道小樽市最上１丁目28番６号
債務者　杉本　絵美
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２１年（フ）第１６６号**
北海道余市郡余市町港町112番地
債務者　大野満智子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２１年（フ）第１９３号**
北海道苫小牧市新明町４丁目19番16号202号
債務者　遠藤　　裕
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２１年（フ）第１９７号**
北海道苫小牧市豊川町２丁目６番12号　吉田アパート202
債務者　井谷こずえ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２１年（フ）第４９号**
岩手県上閉伊郡大槌町桜木町６番11号
債務者　三上　テル
1　決定年月日時　平成21年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係